

## 主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 5 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次の第2, 3項の限度で取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人 a に対し、連帯して2700万円及びこれに対する平成20年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人らは、控訴人 b に対し、連帯して300万円及びこれに対する平成20年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 10 第2 事案の概要

#### 1 控訴に至る経緯等

(1) 控訴人 a は、A子に対する強制わいせつ、強姦の容疑で逮捕され、同罪で大阪地方裁判所に起訴され、刑事裁判の結果、同罪で懲役12年の有罪判決を受け、控訴審、上告審においても同有罪判決が維持され確定したが、上記一審判決から5年余りが経過した後、A子及び目撃者であるB男の供述が虚偽であったことが明らかになったとして大阪地方裁判所に再審を請求して再審開始決定を受け、再審の裁判において無罪判決を受けて確定した。

本件は、控訴人 a とその妻である同 b が、被控訴人らに対し、(1)警察官の捜査、(2)検察官による公訴提起、公判維持行為及び勾留の継続、(3)裁判官による判決行為に違法があり、共同不法行為を構成するとして、国家賠償法1条1項に基づき、控訴人 a につき損害1億1210万8540円、控訴人 b につき損害2894万円及びこれらに対する不法行為日（最初の起訴がされた日）である平成20年9月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、さらに、控訴人 a が、被控訴人国に対し、上記再審開始手続において裁判所が検察官に対し証拠一覧表の交付を命じたにもか

かわらず検察官がこれに応じなかった行為には、控訴人 a の証拠一覧表を利用する権利を侵害する違法があるとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、精神的損害 300 万円及びこれに対する不法行為日（交付拒否行為の日）である平成 27 年 1 月 20 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(2) 原判決は、警察官、検察官、裁判官による上記各行為は、いずれも国家賠償法上の違法には当たらないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

(3) そこで、控訴人らは、原判決の一部（控訴人 a につき 2700 万円、控訴人 b につき 300 万円及びこれらに対する遅延損害金の請求を棄却した部分）を不服として、本件控訴を提起した。

(4) なお、本判決（引用に係る原判決を含む。）においては、主な固有名詞について、原判決別紙「略語一覧表」記載のとおり表記する。

## 2 前提事実

当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実は、次のとおりである。

(1) 控訴人らの家族関係（甲 8 の 1、甲 37 の 2・4 頁、甲 39 の 1・別紙 3、甲 40 の 2・1 頁、乙 13 別紙速記録・1 頁、乙 17）

ア 控訴人 a（昭和 18 年生）及び控訴人 b は、夫婦である。

イ c は、控訴人 b とその元夫との間の実子である。

ウ A 子（平成 5 年生）及び A 子の実兄である B 男（平成 3 年生）は、c とその元夫との間の実子であるが、控訴人 a 及び実祖母である控訴人 b と養子縁組をしている。

エ c は、元夫が暴力を振るうことから、平成 7 年頃、A 子及び B 男を控訴人らに預けて元夫から逃れ、平成 9 年頃、元夫と離婚して、d と再婚し、d との間に 3 人の子をもうけて e 県内で生活していた。

A 子らは、平成 7 年頃から本件刑事事件の捜査が行われた平成 20 年頃ま

での間、控訴人らの自宅（市営住宅）において、控訴人ら及び控訴人 a の実母（ただし、平成 18 年 6 月 1 日死亡）と共に生活していた。

なお、A 子及び B 男は、平成 21 年 7 月頃、d とも養子縁組をしている。

(2) 本件刑事事件の捜査及び公判の経過

5           ア   A 子は、平成 20 年 8 月 26 日、f 警察署の司法警察員に対し、控訴人 a から強制わいせつの被害を受けたとして、本件強制わいせつ事件につき告訴した。また、同月 27 日には、c も、A 子から被害状況を聞き取ったとして、本件強制わいせつ事件につき告訴した（甲 8 の 1）。

10           イ   控訴人 a は、平成 20 年 9 月頃、本件強制わいせつ事件の被疑者として逮捕、勾留され、同月 30 日に、大阪地方検察庁検察官 g 検事により強制わいせつ罪で大阪地方裁判所に起訴された。その際の起訴状記載の公訴事実は下記のとおりである（甲 6 の 1，52 の 1，54）。

記

15           控訴人 a は、強いてわいせつな行為をしようとして、平成 20 年 7 月上旬ころ、h 市内の市営住宅の控訴人 a 方において、同居している養女である A 子（当時 14 年）に対し、その背後から両腕でその身体に抱き付き、両手で衣服の上から両乳房をつかんで揉み、もって強いてわいせつな行為をしたものである。

20           ウ   A 子は、平成 20 年 9 月 29 日、大阪地方検察庁検察官に対し、控訴人 a から強姦の被害を受けたとして、本件強姦事件につき告訴した。また、同年 10 月 6 日には、c も、A 子から被害状況を聞き取ったとして、本件強姦事件につき告訴した（甲 8 の 1）。

25           エ   控訴人 a は、平成 20 年 10 月頃、本件強姦事件の被疑者として逮捕、勾留され、同年 11 月 12 日に g 検事により強姦罪で大阪地方裁判所に追起訴された。その際の起訴状記載の公訴事実下記のとおりである（甲 6 の 2，52 の 2，54）。

## 記

控訴人 a は、h 市の市営住宅の控訴人 a 方で A 子（平成 5 年生）と同居していたものであるが

5 第 1 平成 16 年 1 月 21 日ころ、控訴人 a 方において、A 子（当時 11 年）が 13 歳未満であることを知りながら、同女を強いて姦淫しようと企て、同女に対し、その肩等をつかんでお向けに押し倒し、無理やり衣服をはぎ取るなどの暴行を加えてその反抗を抑圧し、強いて同女を姦淫し

10 第 2 平成 20 年 4 月 14 日ころ、控訴人 a 方において、前記犯行及びその後繰り返し行った虐待行為等により A 子（当時 14 年）が控訴人 a を極度に畏怖しているのに乗じ、同女を強いて姦淫しようと企て、同女に対し、前同様の暴行を加えてその反抗を抑圧し、強いて同女を姦淫したものである。

15 オ 大阪地方裁判所は、控訴人 a に対し、平成 21 年 5 月 15 日、強制わいせつ罪及び強姦罪で懲役 12 年の有罪判決を言い渡し、これに対し、控訴人 a は控訴、上告したが、平成 22 年 7 月 21 日に大阪高等裁判所によって控訴棄却の判決、平成 23 年 4 月 21 日に最高裁判所によって上告棄却の決定がされ、本件第 1 審の有罪判決が確定した。上記有罪判決における罪となるべき事実は、概ね上記各起訴状記載の公訴事実と同一である（甲 3 ないし 5）。

### 20 (3) 本件再審請求審及び本件再審の経過等

ア 控訴人 a は、平成 26 年 9 月 12 日、A 子らの供述が虚偽であったことが明らかとなったとして、大阪地方裁判所に再審を請求した（甲 28）。

イ 控訴人 a は、平成 26 年 11 月 18 日、刑の執行が停止され、釈放された（甲 29、54）。

25 ウ 大阪地方裁判所は、控訴人 a に対し、平成 27 年 2 月 27 日、再審開始の決定をし、さらに同年 10 月 16 日に本件再審において無罪判決を言い渡し、

同判決は確定した（甲 1, 2）。なお、上記再審開始手続において、大阪地方裁判所は、同手続を担当していた大阪地方検察庁検察官 i 検事らに対し、証拠一覧表の交付を命じたが、同検察官はこれに応じなかった。

エ 控訴人 a は、平成 27 年 1 月 12 日、大阪地方裁判所に対し、刑事補償を請求し、平成 28 年 2 月 18 日、2826 万 2500 円の刑事補償の決定を受けた（甲 54）。

オ 控訴人らは、平成 28 年 10 月 5 日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

### 3 争点

争点は、原判決の「事実及び理由」の「第 2 事案の概要」の 3（原判決 5 頁 9 行目から 14 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 4 争点に関する当事者の主張

争点に関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第 2 事案の概要」の 4（原判決 5 頁 16 行目から 15 頁 10 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 15 第 3 当裁判所の判断

### 1 認定事実

前提事実、証拠（原判決掲記のもの及び後掲のもの）及び弁論の全趣旨によって認定できる事実は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」の 1（原判決 15 頁 15 行目から 27 頁 13 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決 15 頁 18 行目の「甲」の次に「1, 2,」を加える。
- (2) 同 26 行目の「j」の次に「(以下「j」という。)」を加える。
- (3) 同 16 頁 5 行目の末尾に、改行して次のとおり加える。

「なお、k 産婦人科受診にかかる情報は、本件各公訴提起時点で、捜査機関に伝えられることはなかった。」

- (4) 同 16 頁 8 行目の「g 検事は、」の次に、次のとおり加える。

「警察官に対し、適切な産婦人科医を選定してA子に当該産婦人科医の診察を受けさせるように指示した。

g 検事は、」

5 (5) 同13行目の「(乙7・8頁)。」の次に「しかし、g 検事は、警察官を通じて既にA子に1クリニックを受診させる手配を済ませていたことなどから、cの上記供述に出た産婦人科の名称や診断結果を聴取せず、本件カルテも入手しなかった。」を加える。

(6) 同14行目の「g 検事の指示により、」を削る。

(7) 同18行目の末尾に、改行して次のとおり加える。

10 「g 検事は、「処女膜裂傷」には陳旧性のものを含むと理解していたため、本件診断書の記載内容に特段の疑問を抱くことなく、m医師から診断の具体的内容について直接聴取することもなかった(乙19、証人g)。」

15 (8) 同22行目の「甲39の2・32頁)。」の次に「しかし、これらの事実は、捜査機関には本件再審において判明したことであって、g 検事は、本件各公訴提起時点では、認識していなかった。」を加える。

(9) 同17頁10行目から11行目にかけての「もらいました。」の次に「その結果、処女膜が破れているという結果だったということを聞きました。」を加える。

(10) 同16行目及び17行目の「A子ら」の次に「及び関係者ら」を加える。

20 (11) 同19行目の「D」の次に「, E」を加え、「乙8, 9号証」を「乙7ないし9号証」と改める。

(12) 同20頁11行目の「はっきりと」の前に次のとおり加える。

25 「私は、小学校6年生のころ、おじいちゃんから初めて強姦されました。そして、その後も、胸を触られたり、おしりを触られたり、やはり部屋で無理やり犯されたりしました。何度も同じようなことがあったので、それぞれがいつの時期かは、はっきりと覚えていません。」

(13) 同18行目の「思います。」の次に、次のとおり加える。

「私は、普段、おじいちゃんに言い返したりすると、おじいちゃんからビンタをされたりしたことがあり、おじいちゃんの言うことをきかないと、ビンタなどされるかもしれないと思っていました。また、私は、これまでもおじいちゃんから胸を触られたり、犯されたりしてきたときに、おじいちゃんから、首を押さえつけられて『言ったら殺す』などと言われてたり、『仕返しにくる』などと言われていたので、もしおじいちゃんの言うことをきかないと、ビンタよりひどい暴力をふるわれるかもしれないと思い、怖くなりました。」、「私は、おじいちゃんが部屋に入ってくるだけで、以前犯されたときの痛みや、あのおそろしい状況が、思い出したくなくても頭に思い浮かんでしまい、体が固まってしまいました。ですから、私は、その場から立ち上がることすらできませんでした。」

(14) 同22頁1行目の「7日、」の次に「g検事に対し、」を加える。

(15) 同23頁17行目の末尾に、改行して次のとおり加える。

「オ j の供述（乙5）

j は、平成20年9月26日、g検事に対し、「夏休み前の（平成20年）7月中旬ころだったと思いますが、私の家に、A子がたびたび泊まりに来ていたことがありました。そして、私の家に来たときに、A子は、泣きながらおじいちゃんがお尻触るから、もう帰りたくないと言いました。私は、これを聞いて驚きました。というのは、以前、cも控訴人aから同じような被害に遭ったことがあるので、私は、bに、ちゃんと気をつけてやりなさいよなどと、たびたび注意していました」、「以前、cが被害に遭ったときに、控訴人aが私に対して、土下座をして謝ったこともありました。ですから、私は、まさか孫にあたるA子に、同じようなことをするとは、思ってもみませんでした。そこで、私は、A子に対して、それだったら、もうここにいなさいと、A子を私のところで預かることにしました。」等と述べた。

カ cの供述（乙7）

cは、平成20年9月25日、g検事に対し、「A子が、私と現在の夫との間の子供に対して、性的虐待をしたことがありました。私は、その当時、A子が祖父から性的な暴行を受けているということは知らなかったもので、突然、A子がそのようなことをしたことにびっくりして怖くなりました。」、  
5 「私は、平成20年6月ころだったと思いますが、jさんから電話がかかってきたときに、A子が泣きながら、控訴人aからお尻を触られたなどと言ってきたなどと聞きました。私は、これを聞いて、とてもA子のことが心配になりました。というのも、私が高校生のころ、やはり控訴人aから強姦されたことがあり、また、胸やお尻を触られたこともたびたびあったからでした。」、  
10 「私は、Eさんに電話をかけました。Eさんというのは、美容院のお客さんです。私が電話をかけると、Eさんは、A子が大変なことになっているから、ちょっと出て来てなどと言ったことから、私は、その日の夜、Eさんと会いました。そのとき、Eさんから、A子が控訴人aから商店街で追いかけていたことがあり、そのとき、A子の服が乱れていたということや、そのとき、  
15 控訴人aが『させたら銭やる』などと言っていたこと、その追いかけて行った際に、控訴人aが転んで、額と膝に怪我をしたことなどを聞きました。」、  
「(平成20年)9月に入ってからですが、電話をしていたときに、私は、A子に再び、強姦されたことはないかと聞きました。というのは、私は、やはりA子の態度が腑に落ちませんでしたし、夫も何か引っかかるようで、念のため、娘を産婦人科へ連れて行ったことがありました。」、  
20 「私は、娘に対して、『お母さんが命をかけて守ってあげるから、思い切って話をしてみたら。お母さんもされたことがあるから、話づらいのはわかるけど、言いたいことがあったら、言って。取り返しのつかないことになったら困るから。絶対お母さんが、守ってあげるから。』などと言いました。すると、娘は、ワーッと泣き出し、控訴人aから無理矢理押し倒され、強姦されたことを話しました。」

等と述べた。

(3) 本件刑事事件の捜査時における控訴人 a の供述の概要 (乙 6, 1 2)

一方、控訴人 a は、平成 20 年 9 月 26 日及び同年 10 月 30 日、g 検事に  
対し、「(A 子の体に今年に入ってから触れたということはあるか) ありません」、  
5 「(今回、A 子達が、あなたのことを訴えたのは、なぜだと思うか) 多分、c の  
25 年前の遺恨が続いていたのかと。(25 年前のことというのは、あなたと  
c とが性交渉を持ったときのことか) はい。(あなたは、以前、このときのこと  
を、c の方が自分の体の上ののってきて、合意の元で性交渉を持ったと話して  
10 いたが、それがなぜ遺恨になるのか) そういう事実は、25 年前は話していな  
くて、私が一方的に犯したと周囲の者には話していました。」「(25 年前のこ  
とは、あなたが一方的に犯したということだったのか) 合意です。」「私が強姦  
したという話も、目撃者がいると刑事さんから聞きましたが、私は、恥ずかし  
ながら糖尿病にかかっており、医学的にはインポテンツという状態で、10 年  
ほど前から妻とも性交渉を持っておりません。(あなたは、糖尿病になると、イ  
15 ンポテンツという状態になると思っているのか) 主治医の先生から、そのよう  
に言われました。」「今回の(強姦)事件についてですが、まず、私には、身体  
的にこのような犯行をすることが無理です。というのは、私は、以前、糖尿病  
で n 病院や、その後、o 診療所に通っていました。そして、10 年くらい前だ  
20 と思いますが、私がその o 診療所の p 先生に、自分が勃起しなくなったこと  
について、相談したことがありました。」「先生は、(インポテンツと書かれてい  
る)ポスターを見ながら、私に、勃起しなくなったのは、糖尿病が原因である  
という話をしました。私が、糖尿病にかかっていることや、インポテンツにな  
ったことは、私の妻しか知らないことです。」「c が私に対して持っている遺  
恨というのは、以前もお話ししましたが、25 年前のことです。」等と述べた。

(4) g 検事による捜査内容と本件各公訴提起までの判断過程等 (乙 19, 証人 g)

g 検事は、本件刑事事件について、防犯カメラ、精液等の客観証拠がないこ

とから、A子の供述が立証の中心であり、B男の供述がA子の供述を直接裏付ける最重要証拠であると考え、A子及びB男を複数回取り調べ、供述調書を作成した。その結果、A子及びB男の供述内容や供述態度等から、その供述の信用性に疑問を差し挟むような事情は見当たらないと判断し、特にA子の供述は、  
5 性交経験がなく、インターネット等で性交に関する知識を得ることができるような状況にもない者が、作り話や想像で供述できるような内容ではなく、実際に被害に遭った者しか語り得ないような具体的なものであると考えた。

さらに、g検事は、警察官に指示するなどして、A子及びB男の各供述の信用性を裏付けるための捜査として、A子の被害状況の再現実況見分、B男の目撃状況の再現実況見分、被害日時特定のための捜査、A子から被害を打ち明けられたとするjやcからの事情聴取などを実施した。  
10

一方で、控訴人aは、捜査当初から一貫して本件刑事事件を否認していたが、インポテンツで勃起しないことを否認の根拠とし、「10年位前にo診療所のp医師に勃起しなくなったことについて相談したところ、糖尿病を原因とするインポテンツである旨の説明を受けた」と供述していた。そこで、g検事は、  
15 裏付け捜査として、警察官に指示してo診療所に照会したところ、同診療所の所長から、「患者から医師にそのような相談があれば、間違いなくカルテに記載されているが、控訴人aのカルテにかかる記載はない」旨の回答が、また上記p医師から、「控訴人aからインポテンツに関する相談を受けた覚えはない」  
20 旨の回答が得られたため、控訴人aの上記供述内容は、虚偽であると判断した。

さらに、g検事は、これら捜査を通じて、A子及びB男にはあえて虚偽を述べてまで控訴人aを罪に陥れる動機は見当たらないと判断し、他方で、控訴人a自身、25年前に妻の実子であるcと性交渉をもった事実は認めていたことから、控訴人aは身内であっても性交に及ぶ性癖を有するものと判断した。

なお、g検事は、平成20年9月25日、cから、A子を産婦人科へ連れて行ったことがある旨告げられていたが、その時点で、cへの取調べの主眼がA  
25

子からの被害申告の流れを確認することであったこと、A子がcらに強姦被害を打ち明ける前に、cがA子を産婦人科へ連れて行ったことにつき、処女膜裂傷の有無の確認目的とは考えていなかったこと、しかも、既に警察官に指示して、A子を1クリニックのm医師に診察させており、同医師による診察結果の報告が期待できる状況にあったことから、あえて上記医療機関を具体的に特定した上で病状照会等を行うなどして本件カルテを収集しようとは考えなかった。また、本件診断書の「処女膜裂傷」との診断結果については、A子の性交経験が裏付けられたが、既に強姦被害に遭ってから相当期間が経過していたため、治癒後の陳旧性の裂傷を意味するものと理解し、何の疑問も持たなかった。また、A子が上記診察の際の状況を説明しながら、付き添ってくれたおぼさんが手を握ってくれたので我慢して検査をしてもらい、処女膜が破れているという結果だったと聞いた旨供述していたことから、m医師による診察状況にも特段の問題はないと考えて、その信用性につき何ら疑問を抱かなかつた。そのため、g検事は、m医師から診察の状況や結果を直接聴取する必要があるとは考えず、それ以上に補充捜査を行わなかった。

g検事は、上記捜査の結果を踏まえ、A子及びB男の供述は信用性が高く、他方で、控訴人aの供述には虚偽の事実が含まれているから、信用することができないと考え、本件刑事事件につき控訴人aを有罪と認めることができる嫌疑があると判断して、本件各公訴提起をした。」

(16) 同18行目の「(3)」を「(5)」と、同24頁25行目の「(4)」を「(6)」とそれぞれ改める。

(17) 同24頁6行目の「信用できる」の次に「が、他方で、控訴人aの証言及び控訴人bの証言はいずれも信用性が低いなど」を加える。

(18) 同6行目から7行目にかけての「aに対し、」の次に「前提事実(2)オのとおり  
の罪となるべき事実を認定して、強制わいせつ罪及び強姦罪で」を加える。

2 争点1（警察官による本件刑事事件にかかる捜査の違法性）について

当裁判所も、警察官による本件刑事事件にかかる捜査につき、国家賠償法上の違法には当たらないと判断するが、その理由は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の2（原判決27頁15行目から29頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決27頁24行目の「担当した」から26行目の「15頁）」までを削り、28頁2行目、7行目及び10行目の各「まで」を削り、23行目の「したがって、」を「その他、A子やcから担当警察官に対し、q医院を受診したことや処女膜が破れていないとの診断を受けたことを伝えたとの事実を認めるに足りる証拠はない。そうすると、」と改める。

3 争点2（g検事による公訴提起の違法性）について

当裁判所も、g検事による公訴提起につき、国家賠償法上の違法には当たらないと判断するが、その理由は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の3（原判決29頁5行目から36頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決29頁12行目の末尾に、改行して次のとおり加える。

〔2〕 本件各公訴提起の違法性判断に当たって検討すべき事項

本件各公訴提起時において、捜査を担当したg検事が現に収集した証拠資料のうち、有罪を証する直接証拠は、被害者であるA子の供述及びこれを裏付ける被害状況を目撃したとするB男の供述であり、これに対し、控訴人aは、これを否認する供述をしていた（認定事実(4)）。

g検事は、A子及びB男の供述の信用性を検討し、両供述が概ね合致していたこと、さらに、A子の供述は、性交経験がない者の作り話でなく、実際に被害に遭った者しか語り得ない具体的なものと考えたこと、他方、被害時期に関する供述の変遷などの信用性を減殺する事情も検討した結果、上記信用性を否定する事情といえないと考えたこと、さらに、jやcからの事情聴取の結果からもA子及びB男の供述を裏付ける供述が得られたと考えたこと、以上から、

A子及びB男の供述の信用性に疑問を差し挟むような事情は見当たらないと判断した（前提事実(4), 乙19, 証人g）。

また、g検事は、警察官に指示して産婦人科医のm医師によるA子の「処女膜裂傷」との診断結果を得た結果、A子の供述が裏付けられたと判断した（認定事実(4), 証人g）。

他方、g検事は、裏付け捜査の結果、控訴人aがインポデントであるという控訴人aの供述は虚偽であると判断した（認定事実(4)）。

そこで、g検事は、これら一連の捜査の結果、A子及びB男の供述の信用性が高いが、控訴人aの供述の信用性は低いと判断し、本件刑事事件につき控訴人aを有罪と認めることができる嫌疑があるとして本件各公訴提起に至ったものである（認定事実(4), 乙19, 証人g）。

もっとも、本件各公訴提起時には、客観的証拠として、A子の処女膜が破れていないと記載された本件カルテが存在していたが、g検事は、cから、A子を産婦人科に連れていったことを聴取しながら、当該産婦人科の名称、所在や診断結果等を捜査しておらず、本件カルテを収集していなかったし、また、m医師から、本件診断書の作成経緯について聴取していなかった（認定事実(4)）。

再審では、本件カルテが証拠調べされ、再審判決では、本件カルテの記載により、A子及びB男の捜査段階の供述が大きく減殺されると判断されただけでなく、捜査段階等で虚偽の供述をしたとするA子及びB男の各新供述が信用できると判断された（甲1, 2）。

以上を踏まえると、本件各公訴提起の違法性の判断に当たっては、本件各公訴提起時において、①g検事が通常要求される捜査を遂行したといえるか、とりわけ、本件カルテが通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に当たるか、②A子、B男、控訴人aの各供述の信用性についてのg検事の判断に不合理な点はなかったかの検討が重要となる。以下検討する。

(2) 同13行目を次のとおり改める。

「(3) g 検事が通常要求される捜査を遂行したといえるか」

(3) 同 20 行目の「に理解するのがひとまず自然であるといえるが,」を「か, 初回の性交によって生じた処女膜裂傷が治癒した後に見られる陳旧性のものも含む趣旨かは不明である。」と改める。

5 (4) 同 23 行目の「証人 g・6 頁)。」の次に「ところ, その信用性を疑うだけの事情は認められない」を加える。

(5) 同 30 頁 11 行目の「陳旧性のものを含む趣旨に」を「, m 医師が適切に診断して記載したものであって, 陳旧性のものを含む, すなわち損傷治癒後の後遺所見と」と改める。

10 (6) 同 13 行目から同 31 頁 3 行目までを削る。

(7) 同 31 頁 4 行目の「このような捜査」を「m 医師から直接聴取し, 診察状況等を確認するという捜査」と改める。

(8) 同 15 行目の「本件診断書」から 16 行目の「状況」までを「A 子の供述の信用性に疑問を差し挟む事情はなく, かつ, 警察官に対して適切な産婦人科を  
15 選定して A 子にその診察を受けさせるように指示した結果提出された本件診断書の記載内容が上記のとおり「処女膜裂傷」というものであって, A 子が性交経験を有することを裏付けており, A 子の供述と矛盾するようなものではなかったという状況」と改める。

(9) 同 19 行目から 20 行目にかけての「診察状況等」を「本件診断書の作成に  
20 至る経緯, 診察状況や診察結果の具体的内容等」と改める。

(10) 同 32 頁 6 行目の「結果としては誤っていたものの, 少なくとも」を削る。

(11) 同 7 行目の「と理解される」を「とも理解され得る」と改める。

(12) 同 13 行目の「A 子の」の前に「本件カルテの記載内容と食い違う内容の本件診断書及び」を加える。

25 (13) 同 14 行目の「捜査状況」の次に「に加え, 本件診断書の「処女膜裂傷」との診断結果により A 子の性交経験が裏付けられたと考え, A 子も g 検事に対し,

同診断では、処女膜が破れているという結果だったと聞いた旨供述していたという状況」を加える。

(14) 同 2 2 行目から同 3 3 頁 1 4 行目までを次のとおり改める。

「たしかに、年少者の強姦被害について高度な専門性を有する医師が A 子を診察すれば、A 子の性器、とりわけ処女膜の状態を的確に把握し、A 子が供述する内容を前提とした場合の処女膜の状態と矛盾する所見が観察できた可能性が高く（乙 1 6，弁論の全趣旨）、したがって、A 子の供述の信用性に重大な疑問を生じさせることになったと考えられるから、客観的証拠を重視するという姿勢からは、当該医師による診察が望ましかったといえる。

しかしながら、本件では、g 検事は、警察官に指示した結果、事後的に見れば問題があったことがうかがえるが、当時としては医師が適切に診察して作成されたと考えられた本件診断書を入手しており、そこには「処女膜裂傷」と記載され、A 子の供述と矛盾するようなものではなかったのであるから、そのような状況のもとで、さらに高度な専門性を有する医師の診察を受けさせることが通常要求される捜査であったとまでは認められない。

エ したがって、控訴人ら主張の証拠資料は、いずれも通常要求される捜査を遂行すれば収集し得たものとはいえず、ほかに、g 検事が本件各公訴提起時までに通常要求される捜査を怠ったと評価すべき事情の存在を認めるに足りる証拠はない。」

(15) 同 1 5 行目の「合理的な」の前に「本件各公訴提起時の証拠資料を前提とした」を加える。

(16) 同 1 8 行目の「いた」を「おり、一方、実母である c は、A 子らを控訴人らに預けたまま、再婚相手及び再婚相手との間の 3 人の子とともに遠く離れた e 県内で生活していた」を加える。

(17) 同 1 9 行目の「陥れる」を「陥れ、あるいは、実母である c の働きかけに影響を受けて」と改める。

(18) 同 3 4 頁 1 2 行目の末尾に、改行して次のとおり加える。

「さらに、A子らの供述は、A子から被害を打ち明けられたとする j や c の供述によっても裏付けられていたものであったと認められる。」

(19) 同 2 2 行目から 2 3 行目にかけての「のであって」の次に「(この点は一貫していた。)」と加える。

(20) 同 3 5 頁 1 8 行目の「しかし、」から 2 2 行目の「(甲 3, 1 2)。」までを「しかしながら、g 検事は、警察官に指示して控訴人 a が通院していたという o 診療所に照会した結果、同診療所の所長から、『患者から医師にそのような相談があれば、間違いなくカルテに記載されているが、控訴人 a のカルテにかかる記載はない』旨の回答、さらには、p 医師から、『控訴人 a からインポテンツに関する相談を受けた覚えはない』旨の回答を得ていたと認められる(認定事実(4))。」と改める。

(21) 同 2 4 行目の「に至った」から「できない。」までを「をもったことにつき、当時の検察官の判断過程として合理性が認められるというべきである。」と改める。

(22) 同 2 5 行目の「g 検事が、」から同 3 6 頁 5 行目の「考える。」までを「g 検事が、本件各公訴提起に当たり、その時点で収集した各種の証拠資料を総合勘案して控訴人 a に有罪と認められる嫌疑があると判断したことは、合理的な根拠を欠いていたということはできない。」と改める。

#### 4 争点 3 (本件公判検事らによる公訴維持及び勾留継続の違法性) について

当裁判所も、本件公判検事らによる公訴維持及び勾留継続につき、国家賠償法上の違法には当たらないと判断するが、その理由は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」の 4 (原判決 3 6 頁 8 行目から 3 7 頁 1 5 行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 6 頁 2 2 行目の「立証」の前に「直接」を加える。

(2) 同 2 4 行目の末尾に、「また、r 検事において、本件診断書の診察結果に問題

があるとか、cが別の産婦人科に受診させたことについて何らかの補充捜査が必要になってきたと判断すべき状況にあったと認めることもできない。」を加える。

5 (3) 同25行目の「したがって、」の次に「本件第1審において、控訴人aにつき有罪と認められる嫌疑を覆すような特段の事情があったとは認められないから、」を加える。

(4) 同26行目から同37頁1行目にかけての「合理的であると認められる。」を「合理的な根拠を欠いていたということはできない。」と改める。

10 (5) 同37頁8行目の「加えて」から11行目にかけての「からすると」までを「したがって」と改める。

(6) 同13行目の「とは認められない。」を「とまでは認められず、本件控訴審においても、控訴人aにつき有罪と認められる嫌疑を覆すような特段の事情があったとは認められない。」と改める。

#### 5 争点4（本件担当裁判所による判決行為の違法性）について

15 当裁判所も、本件担当裁判所による判決行為につき、国家賠償法上の違法には当たらないと判断するが、その理由は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の5（原判決37頁17行目から38頁8行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決37頁22行目の「これらの点を指摘する」を削る。

#### 20 6 争点5（本件交付拒否行為の違法性）について

当裁判所も、本件交付拒否行為につき、国家賠償法上の違法には当たらないと判断するが、その理由は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の6（原判決38頁10行目から40頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 25 第4 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、控訴人らの請求は

いずれも理由がないから棄却すべきであり，これと同旨の原判決は相当である。

よって，本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし，主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

5

裁判長裁判官 中 本 敏 嗣

裁判官 橋 詰 均

10

裁判官 三 島 恭 子